

昭和60年度（問題）

次の A, B, C のうちいずれか一つを選んで解答せよ。

A （4問中3問選択、ただし1は必須）

- 告知義務および告知義務違反に関し、次の設問に答えよ。記述にあたっては結論だけでなくその理由についても書くこと。
 - 被保険者は直腸癌の手術を保険申込みの1年前に受け臍(へそ)の横下に人工肛門を設けたが予後はずっと順調であった。加入時診査医に対しては、5年前にヘルニアの手術を受けたと告知した。診査医は検尿、血圧測定、胸部の聴打診を行ない全般の体況が良好なので被保険者の告知を信頼し下腹部の診査は省略、概評「良好」として診査報状を提出し、契約は成立した。ところが契約後、癌が肝臓に転移し1年2カ月後に死亡した。このような場合保険者は契約を解除できるか。
 - 被保険者が契約6カ月後に脳出血で死亡し、保険金受取人から保険者に保険金の請求書類が送られてきた。保険者は告知義務違反の疑いがあるとして調査会社に調査を依頼した。ところが調査会社は調査に手間どり、保険金請求書類が保険者のところに到達してから33日たった後やっと調査結果が保険者の手もとに届いた。このような場合保険者は契約を解除できるか。
 - 高血圧症で血圧降下剤を1年間飲みつづけていたことを告知しなかった被保険者が契約1年6カ月後に胃癌で死亡した。この場合、保険金は支払うものとされているがこれは告知義務違反による契約の解除ができないからか。
 - 現在生命保険会社が用いている契約申込者の告知欄(質問表)には他社への契約の申込、他社における契約の存在および他社に申し込んで謝絶された事実については載せていない。生死を保険事故とする保険の場合、このうちどれか一つを載せるとすればどれが適当か。
 - 被保険者は診査の時、それまで病気一つしたこともなかったのものでその旨告知した。ところが診査の数日後急に吐血したため受診したところ胃潰瘍と診断され入院した。その後保険証券が送られてきたが、吐血、入院のことは保険会社に何も知らせなかった。被保険者は契約3カ月後入院したまま胃潰瘍のため死亡した。この場合、保険者は契約を解除できるか。
- 基礎書類の変更及び変更の適及処分について論述せよ。記述にあたっては私法上の効力との関連にも触れること。
- 次の(1)および(2)について簡潔に説明せよ。

- (1) 募集文書図面の記載禁止事項
- (2) 募集人登録の拒否

4. 次の(1)および(2)について簡潔に説明せよ。

- (1) 第三分野の保険
- (2) 保険事業を営む株式会社と相互会社の相違点

B (4問中3問解答)

1. 次の文章は、信託における委託者について記述したものである。()内に適当な語句を補充せよ。

- ・委託者は信託の設定をなす者であり、受託者と共に(①)となる。
- ・委託者は、信託行為として「財産権の移転その他の処分」をなすので(②)を有する必要がある(③)、禁治産者、準禁治産者、破産者は、委託者となれない。
- ・法人の委託者は、(④)により定まった目的の範囲内で信託行為をなし得る。
- ・遺言信託の委託者は、遺言者であり、(⑤)があれば足りる。
- ・委託者は、一般に以下の権利を有する。
 - ・信託行為の当時予見できない特別の事情により信託財産の管理方法が、(⑥)に適さなくなった時その変更を(⑦)に請求できる。
 - ・受託者が(⑧)により信託財産に損失を生じたとき、(⑨)に反して信託財産を処分したとき、受託者の財産又は他の信託財産との(⑩)の規定に違反したときは、損失の填補又は信託財産の復旧を請求できる。
 - ・受託者に対し信託事務の処理に関する書類の閲覧を請求し、(⑪)につき説明を求めることができる。
 - ・受託者は、信託行為に別段の定めがある場合の他、委託者の承諾なしに(⑫)できない。
 - ・受託者が、その任務に背いたときその他重要な事由あるとき裁判所は委託者又はその相続人の請求により受託者を(⑬)することができる。
 - ・委託者が信託利益の全てを享受する場合委託者は、何時でも(⑭)できる。
 - ・信託行為において、(⑮)変更権を自己に留保したり、第三者に与えることができる。
 - ・信託財産への強制執行に対し(⑯)を主張することができる。
- ・信託終了の際、信託行為に定めた信託財産の(⑰)のないときは、その信託財産は委託者に帰属し、委託者死亡のときは(⑱)に帰属する。
- ・委託者が死亡又は破産もしくは(⑲)をなすべき能力を失っても信託は(⑳)しない。

2. 退職年金等積立金に係る特別法人税について次の項目に分けて説明せよ。

- (1) 課税の趣旨
- (2) 適格退職年金契約の場合
- (3) 厚生年金基金契約の場合

3. この度、国民年金法、厚生年金保険法が改正(昭和60年10月1日及び昭和61年4月1日施行)されるが、新法下における内容を下記項目について述べよ。

- (1) 被保険者
- (2) 保険料
- (3) 老齢基礎年金の受給権者及び年金額

(4) 老齢厚生年金の受給権者及び年金額

4. 厚生年金基金信託の内容が昭和60年11月に変更されたが、次の主要変更事項につき説明せよ。

(1) 資産運用に関する基本方針の提示

(2) 資産運用に関する報告

(3) 受託者の解任

C (4問中3問選択)

1. 保険契約法における次の特質について説明せよ。
 - (1) 善意性
 - (2) 団体性
 - (3) 公共性・社会性

2. 他人のためにする損害保険契約の意義およびその効用について述べよ。

3. 保険業法上の「基礎書類」の概念および保険監督におけるその機能について述べよ。

4. 保険契約の包括移転の制度について述べよ。

昭和60年度（解答例）

A-1.

(1)（結論）保険者は契約を解除できない。

（理由）告知義務違反の成立については、(1)客観的要件として重要事実の不告知、重要事項についての不実の告知が契約者または被保険者によって契約の当時なされること及び(2)主観的要件として前記(1)の不告知、不実告知が契約者または被保険者の悪意または重大な過失によってなされることである。このケースの場合、被保険者が1年前に直腸癌の手術を受け人工肛門を設けたことは明らかに被保険者の生命の危険の測定上重要な事実であるのに被保険者はこの事実を告知していない。また被保険者は自分の病気および手術について明らかに認識しており（悪意が認められる。）、仮に重要な事実と認識していなかったとしたら重大な過失があったといえる。従って告知義務違反が成立する。

しかし、商法第678条第1項但書によれば告知義務違反があっても保険者がその事実を知っていた時または過失によって知らなかった時は解除権は阻却される。また診査医については社医・嘱託医の区別を問わず告知受領権があり、診査医の知または過失による不知は保険者の知または過失による不知と同視される。これは、判例・学説とも一致した見解であり、約款上も告知は診査医に対して口頭でなすかまたは書面をもってなすとして診査医に告知受領権を与えている。このケースの場合、診査医が「下腹部の診査を省略」したために手術の事実を発見できなかったのであり、診査医が過失によって重要な事実を知らなかったものと判断される。従って、この診査医の過失による不知は保険者の過失による不知として解除権は阻却される。下腹部等のいわゆる羞恥部の診査の省略は過失にならない場合もあるが、本問題の設定を条件として考えるとき、診査医に過失があったとするのが妥当であろう。

(2)（結論）保険者は契約を解除できる。

（理由）商法第678条によれば、保険者が解除の原因を知った時から1カ月以内に解除権を行使しない時または契約時から5年（約款では2年に短縮している）

経過した時解除権は消滅すると規定している。このケースの場合、契約して6カ月後の死亡であり、約款の2年の規定からして保険者が解除権を行使しうる期間内の被保険者の死亡である。ここで、保険者が解除の原因を知った時とは、告知義務違反の事実について調査を行ない、保険者が解除権行使のために必要と認められる諸要件を確認した時と解すべきである。従って、このケースの場合、調査結果が保険会社に届き、告知義務違反の事実を確認した時から1カ月以内に解除の通知が契約者のもとに到着するようにすれば解除は有効である。

(3) (結論) 解除はできるが保険金支払義務がある。

(理由) 商法第645条(第678条第2項で生命保険に準用)によれば、保険者は保険事故発生後でも契約を解除することができ、この時は保険金支払義務を負わない。但し、契約者においてその保険事故の発生が告知義務違反の事実と相当因果関係がないことを証明した時は保険者は保険金を支払う義務があると規定されている。従って、このケースの場合、保険者は告知義務違反をもって契約を解除できるが、死因である癌と不告知事実である高血圧症との間に相当因果関係がないから、保険者は保険金を支払わざるをえない。

(4) (結論) 他社に申し込んで謝絶された事実

(理由) 告知すべき重要事実または事項とは被保険者の生命の危険を測定するにあたっての重要な事実または事項を指し、保険者が契約によって申込の承諾の可否及び承諾にあたっての条件等を決定する根拠となる事実である。他社へ契約を申し込んだ事実及び他社に契約を申し込んで承諾された事実は被保険者の生命の危険測定上の重要な事実とは言えないが、他社に申し込んで謝絶された事実は被保険者の健康上に何らかの問題があったと考えられ重要事実となり得る。

(5) (結論) 保険者は契約を解除できない。

(理由) 商法上告知の時期については契約時とされており、これは申込の時だけでなく保険者の承諾の時までと解される。しかし、契約者または被保険者に承諾の時まで告知義務を課すのは酷であり、また実務上も実際的でない。そこで約

款では告知の時期を診査の時（有診査契約）または告知書に記入した時（告知書扱契約）と規定している。従って、診査時までに告知すべき重要事実がなかった時は、その後発生した事実については告知する必要がない。現在の保険申込の形態としては保険者の承諾前に第1回保険料相当額を受領する場合がほとんどであり、この時は保険者は第1回保険料相当額受領時（告知より前に受領した時は告知の時）に遡及して契約上の責任を負うという規定からも上記約款の規定は妥当である。

A-2.

- (1) 保険会社は、その基礎書類（業法1条2項に掲げる書類）または事業免許申請に際して添附すべき書類（業法5条2項に掲げる書類）に定めた事項を変更するには、主務大臣の認可を受けることを要する（業法10条1項）。

主務大臣は、当該保険会社の業務もしくは財産の状況により、またはその他一般の事情の変更により必要ありと認めるときは、上に述べた書類の変更を命ずることができる（業法10条2項）。

主務大臣は、保険契約者・被保険者または保険金受取人の利益を保護するため特に必要ありと認めるときは、第1項に述べた事項の変更を認可する際、現に存するいわゆる既契約についても、将来に向けてその変更の効力が及ぶものとすることができる（業法10条3項）。

前項の処分がなされたときは、保険会社は命令の定めるところにより（業法施行規則8条）、その旨及び変更の要旨を公告することを要する（業法10条4項）。

- (2) 業法10条の趣旨は、保険事業の持つ長期かつ継続的事業としての特殊性から、主務大臣の実体的監督主義の徹底化を図ったものである。

私法一般の原則からいえば、10条1項の基礎書類等の変更認可の効力は、その変更認可の後保険会社と契約を締結した者についてのみ効力を及ぼすべきものである。しかし、いわゆる保険の団体性を考慮するとき、基礎書類の変更前の契約とその後の契約との間に契約条件等につき差等を生ずることは必ずしも適当でないと考えられる場合が生ずる。そこで変更がなされたときは、主務大臣において、既存の契約

についても将来に向けてその変更の効力が及ぶようにすることができるものとしたのである。ここで、「保険契約者等の利益」を保護するためというのは、個々の契約者の利益の意味ではなく、当該保険契約者等一般の利益の意味とされている。従って、変更の効力の適用を受けることが既存契約の保険契約者にとって利益である場合に限らず、ある者にとって不利益である場合もありうるわけである。

(3) 業法10条1項に規定する主務大臣の認可と基礎書類特に約款の私法上の効力の問題は重要である。

すなわち、主務大臣の変更認可があれば、私法上（保険契約上）当然その約款の変更は有効となるのか、また、逆に主務大臣の認可のない約款の変更は無効なのかという点である。

これについて判例の主流の考え方は、主務大臣の認可の有無と約款の効力とは別個であるとしており、学説もこの考え方を支持している。つまり、仮に約款の変更を認可を得ずに行っても、その内容に合理性があり契約者に苛酷でなければ私法上は有効であり、反対に認可さえあればその約款の変更が当然に有効かといえそうではなく、裁判所において契約者はその内容の無効を争うことができるのである。

A-3.

(1) 募集文書図画とは、「保険募集の取締に関する法律」において、新聞広告、印刷物、看板その他保険募集を行うため、もしくは、保険募集を容易にするために使用される一切の文書図画と定義される。また、ここでいう募集文書図画には保険会社が作成するものほかに保険募集人自らが作成するもの、テレビ、ラジオなどの文書でないものも含まれると解される。

保険募集人が使用する募集文書図画には、その作成責任、使用責任を明らかにするため所属会社の商号もしくは名称または保険募集人の氏名のいずれかを記載する旨、規定されている（保険募集の取締に関する法律第14条）。

また、保険契約者に誤解を与え保険契約者が不利益を被ることのないように募集文書図画には次のような記載禁止事項が規定されている（第15条）。

① 保険会社の資産及び負債に関する事項を、記載する場合においては、保険業

法第82条第1項の規定により大蔵大臣に提出した書類に記載された事項と異なる内容のものを記載してはならない（同条第1項）。

これは文字どおり、異なる内容のものを記載してはならないのであって、異なる形式のものは差し支えないものと解されている。

② 保険会社の将来における利益の配当又は剰余金の分配についての予想に関する事項を記載してはならない（同条第2項）。

これはいわゆる予想配当の禁止である。将来における配当はその実績が出た時点で確定するものであって事前に予測することは極めて難しい。もしも予想配当を自由にすれば、各社は競って募集材料とし、契約者に誤解を生じさせる恐れがあるため、これを防止したものである。

もっとも大蔵大臣の承認により、過去の配当実績を記載することは、認められており、その際にはその値は過去の実績に基づくもので今後変動する恐れがあり、必ずしも将来の配当を保証するものでない旨を明記することにより、保険契約者に将来の目安を与えることを図っている（昭和24年蔵銀第93号通達）。

③ 放送、映画、演説その他の方法により、募集のため又は募集を容易ならしめるため、保険会社の資産及び負債に関する事項並びに将来における利益の配当又は剰余金の分配についての予想に関する事項を、不特定の者に知らせる場合には上記②および③の規定を準用する（同条第3項）。

(2) 保険事業は広く国民生活、国民経済に密接に関連する公共性の高い事業でかつその保険契約の申し込みは募集人の勧誘行為によってなされることが殆どであり、保険募集人を国に登録させることで、保険募集人の資質の向上、保険契約者の利益保護、保険事業の健全な発達を図っている。

具体的には保険募集人は登録申請書を大蔵大臣に提出して、登録を受けねばならぬ旨、規定されている（保険募集の取締に関する法律）。しかし申請すれば総て登録が受理されるわけではなく、保険募集人が次に掲げる登録欠格事由に該当する場合や、登録申請書若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない（第5条）。

① 破産者で復権を得ないもの

② 禁固以上の刑又はこの法律により罰金の刑に処せられ、その執行の終わった

- 後又は執行を受けることがないこととなった日から5年を経過するまでの者
- ③ この法律の規定により登録を取り消され、その取消の日から5年を経過するまでの者
 - ④ 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は禁治産者で、その法定代理人が①ないし③の規定の一に該当するもの
 - ⑤ 法人又は法人でない社団若しくは財団でその役員又は管理人のうち①ないし③の規定の一に該当するもののあるもの
 - ⑥ 募集に関して収受した保険料を他に流用し、又はこれに準ずる行為をなし、その他募集に関して著しく不適当な行為をなしたもの

また大蔵大臣が上記事由により登録を拒否するときは、あらかじめ登録申請書にその旨を通知し、その者又はその代理人の出頭を求め、釈明のための証拠を提出する機会を与えるため、大蔵大臣の指定する職員をして聴聞させなければならない(同条第2項)。

この場合、聴聞される者が正当な理由がないのに聴聞に応じないときは、聴聞を行わないで登録を拒否することができる(同条第3項)。

大蔵大臣が登録の拒否をした場合には、遅滞なく、理由を記載した文書をもってその旨を申請者に通知しなければならない(第6条)。

A-4.

- (1) 商法第629条は「損害保険契約ハ当事者ノ一方カ偶然ナル一定ノ事故ニ因リテ生スルコトアルヘキ損害ヲ填補スルコトヲ約シ相手方カ之ニ其ノ報酬ヲ与フルコトヲ約スルニ因リテ其効力ヲ生ス」と定めている。また、商法第673条は「生命保険契約ハ当事者ノ一方カ相手方又ハ第三者ノ生死ニ関シ一定ノ金額ヲ支払フコトヲ約シ相手方カ之ニ其ノ報酬ヲ与フルコトヲ約スルニ因リテ其効力ヲ生ス」と定めている。

これに対して傷害保険や疾病保険は人保険であるが人の生死を保険事故としてはないので定額給付の形をとっていても商法第673条の生命保険とは言えず、実損填補の給付を行なうことにすれば損害保険となる。定額給付の形をとる傷害保険や疾病保険は生命保険・損害保険のいずれにも属さないことから第三分野の保険と呼ばれている。

第三分野の保険については、生命保険会社・損害保険会社のいずれが営んだとしても他の保険契約に及ぼす影響はほとんどないと判断されることから、兼営の禁止を定めた保険業法第7条の趣旨と照らし合わせても、生命保険会社・損害保険会社のいずれが営んでも差し支えないと解される。

実際には、傷害保険については損害保険会社は単品で販売し、生命保険会社は特約として販売し、また、疾病保険については生命保険会社が営むものとするが、損害保険会社が従来から販売していた商品については引続き現行の特約以上には拡大しないという分野調整が行政によってはかられている。

(2) ① 相互会社においては社員関係と保険関係が同時に発生すること

株式会社においては株主関係と保険関係が別のものであるのに対して、相互会社においては保険関係と社員関係が同時に発生し、保険契約者はすべて社員となる。従って、相互会社の契約者は社員として自益権・共益権等の権利を有すると同時に有限責任・間接責任等の義務を負う。

② 社員総会と株主総会

株式会社の最高議決機関は株主総会であるのに対して、相互会社のそれは社員総会である。株主総会においては各株主が持株数に応じて議決権を有するのに対して、社員総会においては各社員が一つの議決権を有する。また、相互会社には社員総会にかえて社員総代会を開くことが認められている。

③ 基金と資本金

相互会社、株式会社とも3,000万円以上の基金または資本金が必要であるが、相互会社の基金は必ず金銭をもって払い込まなければならないと定められている。

④ 剰余金の分配

株式会社は必ずしも剰余金をすべての契約者に分配する必要はなく、従って、無配当保険の販売が認められている。それに対して相互会社においては、社員

が剰余金の分配を受ける権利を有しており、無配当保険の販売は当然には認められないものと解される。

⑥ 形態の変更

保険業法において株式会社の相互化が規定されているのに対して、相互会社の株式会社化については何ら定められていない。相互会社は、株式会社と合併することによってのみ株式会社に形態を変更できるものと解される。

B-1

- ① 信託行為の当事者
- ② 財産権の処分能力
- ③ 未成年者
- ④ 定款又は寄附行為
- ⑤ 遺言能力
- ⑥ 受益者の利益
- ⑦ 裁判所
- ⑧ 管理の失当
- ⑨ 信託の本旨
- ⑩ 分別管理
- ⑪ 信託事務の処理
- ⑫ 辞任
- ⑬ 解任
- ⑭ 信託を解除
- ⑮ 受益者
- ⑯ 異議
- ⑰ 帰属権利者
- ⑱ その相続人
- ⑲ 法律行為
- ⑳ 終了

B-2

(1) 課税の主旨

事業主が負担する掛金は、厚生年金基金制度（以下「基金制度」という。）であれ
適格年金制度（以下「適年」という。）であれ損金算入が認められる。（基金制度
の場合、税法上特別の規定はないが公的年金に準ずるものとして損金算入が認めら
れている。適年の場合は法人税法施行令（以下「令」という。）第 135 条の規定に
基づく。）

事業主掛金は、法人税法（以下「法」という。）第22条第3項に規定する「一般管理費及び販売費」として損金算入され、税務当局では従業員に対する「現物給与」とであると考えている。したがって徴税側の論理からすれば、事業主掛金はその拠出時に直ちに各従業員の給与所得として課税すべきということになる。しかしその時点では各従業員に対する給付が確定していないので、将来退職後の受給段階で「みなし給与所得」または「みなし退職所得」等として課税せざるを得ない。特別法人税は、この給与所得課税の繰り延べの利益に対する利子に相当する税金とされ、掛金の元利合計すなわち将来の退職年金の原資相当額である退職年金積立金に対し課税される。

またこの主旨からすれば、特別法人税は本来各従業員または従業員の全体に対して行うべきであろうが、課税手続等技術的な面から、代位納付といった趣旨で年金原資を管理運用している信託銀行または生命保険会社を納税義務者とした。

(2) 適格退職年金契約の場合

ア 課税標準

課税標準は受託機関の各事業年度開始の時における退職年金積立金額を12で除し、これに該当年度の月数を乗じて計算した金額である。（法第84条）

(ア) 信託銀行の場合

事業年度開始時に締結している契約の直前の財産計算時におけるつぎの①＋②－③－④の額に調整率（財産計算時から事業年度開始時までの月数分年利7％で付利するための率）を乗じて計算した額の合計額。（令第157条）

- ① 当該契約に係る信託財産に属する有価証券につき、その信託銀行が選定した評価方法により評価した金額。
- ② 当該契約に係る信託財産に属する金銭の額並びに金銭及び有価証券以外の資産の取得に要した合計額。
- ③ 当該契約に係る信託財産からの収益の分配でその計算期間がその財産計算時において終了するものの額。
- ④ 当該契約に基づいて払込まれた掛金のうち受益者が負担した金額から、年金受給者がその時まで支給を受けた退職年金のうち受益者負担分と見なされる額を控除した金額。

(4) 生命保険会社の場合

事業年度開始のときに締結している契約についてつぎの①―②の額の合計額。

(令第158条)

- ① 当該契約に係る保険業法第88条第1項に規定する責任準備金として積立てられている金額のうち保険料積立金に相当する金額。
- ② 信託銀行の場合における④と同様の金額。

イ 税額の計算

法人税額(国税)は、上記課税標準に1%を乗じた額である。(法第87条)この法人税額に基づいて法人住民税が計算される。(地方税法第51条、第314条の6)

ウ 申告及び納付の時期等

事業年度開始の日以後6月を経過した日から2月以内に中間申告を、事業年度終了後2月以内に確定申告を行い、それぞれ税金を納付する。その場合、税金は受託機関の代位納付となるため、通常信託資産または保険資産の一部から支払われる。

(3) 厚生年金基金契約の場合

課税計算の手順は次の順に行われる。

- ①課税厚生年金基金契約か否かの判定(課税と判定された場合②以下の順)
- ②過去勤務債務掛金も課税されるか否かの判定
- ③課税退職年金積立金額の計算
- ④特別法人税額の計算

ア 課税厚生年金基金契約か否かの判定

その基金に係る通常掛金の額が当該基金に係る公務員水準掛金額をこえる場合、当該厚生年金基金との信託契約または生命保険契約を課税厚生年金基金契約という。公務員水準掛金額とは免除保険料を2.7倍した額に相当する額をいう。

(令第156条の2)この判定は受託機関の事業年度開始直前の月(3月)分の掛金額によって行われる。以下イおよびウの掛金額についても同様。(厚生年金基金連合会については、引継給付率が25/1000をこえる「課税中途脱退者」がある契約をいうが、現在、課税中途脱退者が発生する基金は無いと思われるので、以

下説明を省略する。)

イ 過去勤務債務掛金も課税されるか否かの判定

上記アにより課税と判定された契約のうちその判定を行った3月分の掛金に過去勤務掛金額がある契約が対象となる。

その契約の過去勤務掛金額が、過去勤務掛金公務員水準額をこえる場合に、その過去勤務掛金額は「課税すべき」と判定される。(令第157条第2項第3号口に該当しない。)

この判定を行うに際し、過去勤務掛金額はつぎのように調整される。

- ① 過去勤務掛金額の全部が一定の払込予定期間にわたって払込まれる過去勤務掛金額(以下「過去勤務平準掛金額」という。)であるときは、当該3月分の過去勤務平準掛金額をそのまま用いる。
- ② 過去勤務掛金額が過去勤務平準掛金額および一時に払込む過去勤務掛金額(以下「過去勤務一時払掛金額」という。)であるときは、つぎの算式で計算される調整過去勤務掛金額が用いられる。

過去勤務平準掛金額

$$+ \frac{\text{過去勤務一時払掛金額} \times \text{払込予定期間に応ずる倍率}}{17.63} \times \frac{1}{12}$$

- ③ 過去勤務掛金額の全部が過去勤務一時払掛金額であるときは、つぎの算式で計算される調整過去勤務掛金額が用いられる。

過去勤務一時払掛金額 $\div 17.63 \div 12$

もう一方の対比となる過去勤務掛金公務員水準額は、つぎの算式による。

$$\text{公務員水準掛金額} \times \frac{17}{27} \times \text{払込予定期間に応ずる倍率}$$

ただし上記③に対するときは、公務員水準掛金額 $\times \frac{17}{27}$ と対比される。

ウ 課税標準(課税退職年金積立金額)の計算

課税厚生年金基金契約について、つぎのとおり課税退職年金積立金額を計算する。

A 当該契約に係る信託財産(または保険料積立金の額)

－ B 当該契約に係る公務員水準に見合う積立金額

なお、課税標準の計算に際し、適年とは異なり加入員が負担した掛金を控除し

ないが、これは当該掛金が既に拠出時において社会保険料控除を受け所得税が課税されていない点と、公務員水準掛金額をこえる部分の掛金について加入員負担が認められないよう行政指導が行われている点が配慮されているためと考えられる。

(ア) 信託銀行の場合（令第 157 条）

信託財産は、事業年度開始時に締結している課税厚生年金基金契約の直前の財産計算時における信託財産の合計額に基づいて上記算式の A を計算する。財産の評価方法は適年の場合と同じ。

公務員水準に見合う積立金額 B はつぎのとおり計算する。

- ① 過去勤務掛金額がない場合または過去勤務掛金がありかつそれにも課税すべきと判定された場合。

$$\text{信託財産 A} \times \frac{\text{公務員水準掛金額}}{\text{通常掛金額}}$$

- ② 過去勤務掛金額がありかつそれには課税すべきでないとして判定された場合。

- a 過去勤務掛金額の全部が過去勤務平準掛金額である場合

$$\text{信託財産 A} \times \frac{\text{公務員水準掛金額} + \text{過去勤務掛金額}}{\text{通常掛金額} + \text{過去勤務掛金額}}$$

- b 過去勤務一時払掛金額がある場合

$$\text{信託財産 A} \times \frac{\text{公務員水準掛金額} + \text{調整過去勤務掛金額}}{\text{通常掛金額} + \text{調整過去勤務掛金額}}$$

（注）調整過去勤務掛金額については前記イの②③を参照。

(イ) 生命保険会社の場合（令第 158 条）

保険料積立金は、事業年度開始時に締結している課税厚生年金基金契約のその日における保険料積立金の合計額を前記算式の A とする。

公務員水準に見合う積立金額 B は、この保険料積立金 A を用いて信託銀行の場合と同様に計算する。

- エ 特別法人税額の計算、申告及び納付の時期等
適年の場合と同じ。

B-3

(1) 被保険者

被保険者とは、年金制度の加入者のことであり、国民年金では次のように分類されて規定される。

① 第1号被保険者

日本に住所を有する20歳以上60歳未満の者で、第2号被保険者、第3号被保険者以外のもの。

但し、大学、高等学校の学生及び被用者年金の受給者は任意加入として除かれている。又、60歳以上65歳未満の者及び外国に住所のある日本国民は任意加入できない。

② 第2号被保険者

厚生年金保険の被保険者……厚生年金保険の加入者は、同時に国民年金の加入者になる。これが今回の改正の大きなポイントである。

③ 第3号被保険者

厚生年金保険の被保険者の被扶養配偶者……旧法では任意加入であったが、改正により第3号被保険者として強制加入となり、いわゆる婦人の年金権の確立の基礎となるものである。

一方、厚生年金保険では、適用事業所の従業員のうち65歳未満の者が被保険者となることとされているが、適用事業所は次のように規定されている。

- ① 一定の業種の事業所又は事務所で常時5人以上の従業員を使用するもの。
- ② 国、地方公共団体、又は法人の事業所又は事務所で常時従業員を使用するもの……改正により5人以上の制限が外され、政令により5人未満の事業所も適用されることとなった。
- ③ 船舶……今回の改正により船員が厚生年金保険の被保険者となることとなった。（従前は船員保険の被保険者）

今回の改正で65歳以上の者は、被保険者から除外されたが、受給権の期間要件を満たさない者については、任意加入が可能である。

(2) 保険料

① 国民年金

ア. 第1号被保険者 61年度月額6800円、62年度～64年度まで毎年300円引上げとなる。(65年度以後は未定)

イ. 第2号被保険者 厚生年金保険の保険料に含まれるので、国民年金への個人別の納付はない。

ウ. 第3号被保険者 配偶者の厚生年金保険の保険料に含まれているとされて、個人別の納付はない。

第2号、第3号被保険者の保険料は、個人別の納付はなく、その代わりに、厚生年金保険から国民年金に対し、毎年、第2号被保険者、第3号被保険者の総数を基にして算定した拠出金を負担する。

これは、国民年金から第2号、第3号被保険者の期間に対し基礎年金が給付されることから、その財源としての拠出金である。

② 厚生年金保険

厚生年金保険の保険料は各月の標準報酬の月額に次の率を乗じた額とされる。

ア. 第1種被保険者(一般男子) 千分の124

イ. 第2種被保険者(女子) 千分の113

ウ. 第3種被保険者(坑内員、船員) 千分の136

エ. 第4種被保険者(任意継続) 千分の124

オ. 特例第1種被保険者(基金男子) 千分の92

カ. 特例第2種被保険者(基金女子) 千分の83

なお、女子の保険料率は昭和64年10月まで、毎年千分の1.5ずつ引き上げられ、男子との格差縮少がはかられることになっている。

基金加入員の女子についても同様に引上げられる。

(3) 老齢基礎年金の受給権者及び年金額

老齢基礎年金は、国民年金から支給される老齢年金であり、保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が25年以上の者が65歳に達したときに支給されるのが原則であるが、次のような附則の規定がある。

① 厚生年金保険の被保険者期間は、前記の保険料納付済期間とされる。但し、昭和36年4月からの期間で20歳以上60歳未満の期間に限られる。

② 厚生年金保険の被保険者期間が20年以上のときは、前記の期間が、25年未満で

も経過措置により老齢基礎年金が支給される。これは、旧厚生年金保険の老齢年金の支給要件が被保険者期間20年以上であったことによる。

- ③ 任意加入の対象者が加入したときは、保険料納付済期間となり、加入しなかったときは、資格判定の基礎となる期間にのみ加算する。

この資格判定のみの期間は「カラ期間」と言われる。

老齢基礎年金の額は、60万円。

但し、保険料納付済期間が40年未満のときは、不足する月数の比率で60万円を減額する。

即ち、老齢基礎年金の額=60万円× $\frac{\text{保険料納付済期間}+\text{保険料免除期間}\times\frac{1}{3}}{40\text{年}}$

(注) 国民年金法が施行されてからまだ25年しか経過していないため、附則により、この40年は生年月日に応じて25年～40年とされている。本稿では、この年数を加入可能期間と言う。

なお、生年月日が大正15年4月1日以前の者及び旧厚生年金保険の受給権を昭和61年4月1日前に取得した者の給付は、旧国民年金又は旧厚生年金保険の規定による。

(4) 老齢厚生年金の受給権者及び年金額

老齢厚生年金は、厚生年金保険からの老齢年金であるが、要件となる期間は国民年金の保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が25年以上でかつ、厚生年金保険の被保険者期間が1年以上ある者が65歳に達した時に支給される。

即ち、老齢基礎年金の受給者要件と同一であり、その要件に係る経過措置も全く同一に適用されることになる。

なお、旧厚生年金保険の支給開始年齢が60歳（女子55歳）であったため旧法の支給開始年齢から65歳までの間、老齢基礎年金の期間要件を満たし、かつ被保険者期間1年以上の者に「特別支給の老齢厚生年金」が支給される。

老齢厚生年金の年金額は次の合計額である。

① 報酬比例年金 平均標報月額× $\frac{10\sim 7.5}{1000}$ ×被保険者期間

② 旧法の定額部分相当と老齢基礎年金との差額

$(2400\text{円}\sim 1250\text{円}^{\text{附}}) \times \text{被保険者期間} - 60\text{万円} \times \frac{\text{36年4月からの被保険者期間}}{\text{加入可能月数}}$

③ 加給年金 被保険者期間が20年以上のとき支給される。

ア. 65歳未満の被扶養配偶者 18万円

イ. 18歳未満の子，障害の子 2人まで1人18万円，3人目以降6万円

(注) 10～7.5及び2400～1250円は生年月日に応じて定まる。

「特別支給の老齢厚生年金」の年金額は次の合計額である。

① 報酬比例年金 老齢厚生年金と同じ（前記の①）

② 定額年金 老齢基礎年金が支給される前なので控除はなく，
(2400円～1250円) × 被保険者期間

③ 加給年金 老齢厚生年金と同じ（前記の③）

この年金は被保険者である間は，標準報酬月額に応じて一部又は全部の支給が停止される。

(注) 当改正法での金額は59年度価額であり，全国消費者物価指数に変動があったときは政令により改定される。

B-4

(1) 資産運用に関する基本方針の提示

厚生年金基金信託は単独運用指定金銭信託契約であり，委託者による運用についての個別指示は禁止されているが，このことは運用に関する基本方針の提示までを妨げるものではなく，年金信託契約書に「委託者は，（共同）受託者に対し，信託財産の運用に関する基本方針を提示することができるものとし，提示があった場合は，（共同）受託者は，委託者との協議に基づき運用するものとします。」と明記された。基本方針の提示は「提示することができる」とあるように，委託者の判断に委ねられており，必ず提示しなければならないということではない。

委託者から基本方針の提示があった場合には，（共同）受託者は委託者とその基本方針について協議し，その合意に基づいて運用が行われることになる。このような場合には委託者にもそれなりの運用責任が発生するということができよう。また，合意に達することができない場合には，（共同）受託者の責任において運用するこ

とになる。

(2) 資産運用に関する報告

従来は、(共同)受託者は、毎年3月末日現在における信託財産の報告書を委託者に提出することとされていたが、これに「(共同)受託者は、委託者から信託財産の運用状況に関し報告を求められたときは、正当な理由がない限りその指示に従い報告を行うものとする」旨の条項が追加された。これは、委託者からのディスクロージャー要請に対し受託者は正当な理由のない限り従う旨の規定であり、委託者の書類閲覧権(信託法第40条)に属する権利とも云える。「正当な理由」については、守秘義務への抵触、権利の濫用等の問題があり、その都度の検討が必要となろう。

(3) 受託者の解任

従来は、共同受託者の一部の受託割合をゼロにする場合には当該受託者からの辞任届を必要とするか、あるいは信託契約の全部を解除するか、いずれかの方法をとることが考えられるが、後者の方法は繁雑な手続きが必要であり極めて非現実的なもので、前者の方法が通常採られていた。この方法は形式的には受託者が辞任届を提出しない場合も考えられるとして「解任」に係る条項が設けられた。その内容は「委託者は、正当な理由のあるときは、共同受託者の全部または一部を、当該受託者に対する2ヶ月前の予告により解任することができます。」というものであり、解任後の信託事務の処理等が規定された。

信託法上「解任」については「受託者が其ノ任務ニ背キタルトキ其ノ他重要ナル事由アルトキハ裁判所ハ委託者、其ノ相続人又ハ受益者ノ請求ニ因リ受託者ヲ解任スルコトヲ得」という規定があるが、信託行為により別段の定めを設けることができると解し、上記「解任」の条項が設けられた。

なお、「解任」「解除」「辞任」の相違については、「解任」及び「辞任」は「受託者たる地位の変更」であり、「解任」は委託者側からの行動に基づき、「辞任」は受託者側からの行動に基づくものである。「解除」は「受託割合の減少」を云うものである。

C - 1

保険契約法は、その対象とする保険制度そのものの帯びる特色を反映して、様々な特色を有している。保険制度は、偶発的な事故に基づく人の需要を満たすことを目的とし、危険分散の組織を手段としている。人の需要を満たすという意味で保険は消極的なものであって、人に積極的な利益を与えることを目的とするものではないが、しばしば賭博化する危険を持っている。このような点で保険契約法の善意性の問題が生ずる。また、保険制度は危険分散の組織を持つというのは、多数の需要者から出捐された共通の準備財産によって個々の需要が充足される組織になっていることである。この点から保険契約法の団体的性質に由来する特殊性が問題とされる。これと関連し、保険企業は、多数の保険契約者の出捐財産のいわば管理者的立場にあるので、この点から保険契約法の公共性・社会性が問題となる。

(1) 善意性

これは、保険契約の締結および履行にあたり特別な善意をもってすることを要すること、すなわち保険契約には特別な善意性が認められるかどうかの問題である。善意が信義誠実の原則の適用の意味ならば、それは単に保険契約法に限られないと批判する説もあるが、保険制度は、その本来の目的の実現のために役立つと同時に、場合によっては、賭博その他の不道徳的な行為に悪用される危険をも蔵している。この意味では、保険契約法は、同じく技術法としての手形法その他の有価証券法などと相通ずる一面を持っている。従って、保険契約法上の問題としても、この契約が公序良俗違反や信義則違反の行為に悪用されることを防ぐために特別の配慮が必要とされ、保険契約のいわゆる善意性が強調される。

(2) 団体性

保険契約は、個別的には保険者と保険契約者との間に締結される契約であるが、客観的には同種の危険を有する者が団体を構成し、その危険の効果を団体に分散し、保険団体の内部において危険は平均化され、保険金の総額と保険料の総額が均衡を保っている。個々の保険契約法を経済学・社会学的に考察する方法論をとる限り、保険団体の構成員は、それぞれの危険に応ずる財産的出捐をなさなくてはならないので、保険団体の計算的基礎を同一にするために、告知義務違反による契約は当然無効とし、約款の変更があった場合には新約款の遡及的適用を認め、保険者は被

保険者を平等に取扱わなければならないというような原則を解釈論ないし立法論として認めることになる。このように、保険団体を保険契約法上の問題解決の決定的要素とする説も有力であり、判例も法の解釈に保険団体の危険団体的性質を用いている。保険団体という観念は、経営学的に観察した経済上の観念としては認めることができるが、この観念を積極的に支える法律上の根拠は薄弱である。むしろ、告知義務について当然無効でなく解除主義をとっていることは、保険団体の考え方に反するものである。確かに、保険契約者は他の保険契約者の出捐によって保険されていると同時に他の保険契約者も自己の出捐によって保険しているという相対的な関係がある以上、個々の保険契約が保険の団体性によって制約されなくてはならないという理論も意味があるが、明白な法律上の根拠なくして、すなわち、その認められる範囲が明確化されていない状態の下で、保険の団体性を認めると、これが被保険者の利益を抑圧する口実に用いられる弊害も看過することはできない。結局、保険者と保険契約者との個別契約としての保険契約法を認めるべきであって、保険の団体性は法律上の原則として積極的に個々の契約に影響を与えることは認められるべきでないと考えられる。

(3) 公共性・社会性

保険企業は多数の保険契約者から保険料を集めて運営される企業であって、保険が財産といった重要なものにつけられる点から、保険企業およびその取引の運営は社会的に大きな影響力を持っている。従って、保険契約法は社会一般の公益を本位として考察されなければならない。これが、保険の公共性・社会性である。立法上も、保険事業が国家の免許制とされ、保険会社の経営に主務大臣が広範な監督権を持ち、さらに、保険契約の内容に国家的監督が加えられるなどは公共性の要求によるものである。このような保険の公共性に関連して、保険契約法の分野では契約自由の原則をそのまま適用できないとする、保険契約法の強行性が主張されている。普通保険約款の発達は、本来の契約内容決定の自由を奪い契約を保険者へ附合化し、これに対し被保険者ないし保険契約者の利益を守らなくてはならない必要性から保険契約法の強行性ということが生じた。保険契約法の問題については、超過保険の禁止・被保険者の事故招致の公益に関する規定を除き、原則として任意法と解さなくてはならないが、立法論としては、保険契約者・被保険者保護のための強行法的性質を

明文化する必要がある。ただ、現行法の下においても、民法第1条、第90条の適用および契約自由濫用禁止の原則によって不当な保険約款を無効とすることに努力しなくてはならない。

C-2

(1) 他人のためにする損害保険契約の意義

損害保険において保険契約者と被保険者が同一人でない場合、すなわち保険契約者として保険料支払いの義務を負う者と、被保険者として保険事故の発生による損害のてん補を受ける者が別人である場合を「他人のためにする損害保険契約」という。いい換えれば、保険契約者が他人を保険の受益者と定めて、その他人のために自己の名において締結する損害保険契約のことである。

他人のためにする損害保険契約を締結するには、他人のためにする意思表示されていることを要するが、必ずしも締結時には、その他人が特定していることは要しない。例えば、倉庫業者が一定倉庫内の保管貨物につき、所有者のために損害保険契約を締結した場合には、貨物の保管を依頼した者は当然被保険者となり、倉庫業者は一々被保険者の氏名を明らかにする必要はない。（このような保険を「不特定人のための損害保険契約」という。）

他人のためにする損害保険契約の効力は、契約の締結と同時に発生し、被保険者が受益の意思表示をする必要はない。この場合、被保険者に属する権利は損害のてん補請求権だけであり、その他の附随的権利、例えば契約解除権、返れい保険料請求権、保険証券交付請求権等は、契約の当事者たる保険契約者に属する。なお保険契約者は保険者に対し、被保険者に損害のてん補をなすべきことを請求する権利を有する。一方、保険契約に基づく義務、ことに保険料支払義務は原則として保険契約者に属する。危険の変更増加や損害発生の通知義務は保険契約者、被保険者ともこれを負う。

商法は、「保険契約者が委任を受けずして他人のために契約をなした場合において、その旨を保険者に告げなかったときは、その契約は無効とする」旨を定めている。これは他人の被保険利益について、その他人から委任を受けずに保険を付けるような場合には、不正な詐欺的行為が行われやすいことを考慮しての規定と解さ

れる。学説の多くはこの規定に批判的であるが、火災保険その他の約款では、委任の有無を問わず、他人のために保険契約を締結する旨を保険契約申込書に明記しなかったときは、契約を無効とする旨を定めている。

なお、傷害保険においては、一般の損害保険と異なり、他人のためにする保険契約とは、保険契約者と保険金受取人とが別人である契約をいう。

(2) 他人のためにする損害保険契約の効用

他人のためにする損害保険契約が実際に行われる例としては、先に述べたように、倉庫業者が保管貨物につきその所有者を被保険者として締結する場合のほか、運送業者がその荷主のために、また物品の販売業者がその買主のために、さらには借家人がその家主のために、それぞれ受益者たる他人を被保険者として保険契約を締結する場合などが挙げられる。

他人のためにする保険契約は、当初は海上保険において得意先を秘密にするために行われたものが、その後陸上保険においても行われるようになったものである。

上例のように、特定している保管物や運送品の不特定の所有者のために契約を締結した場合には、物の所有者のために完全な補償を確保し得るといった効用がある。倉庫業者や運送業者は、保管者としての自らの責任を保険に付すことも可能であり、実際にもその種の責任保険が利用されているが、責任保険の場合には、保管者側に事故発生につき過失がなく賠償責任が発生しないときには、所有者は損害の補償を受けられない。

また物品の販売や建物の貸借に伴って他人のためにする保険契約が利用されるのは、個々の品物ごとに保険を付けるのが煩瑣であるとか、所有者が遠隔地にいて自ら保険の手配ができないといったようなときに、有効な契約方法だからである。

現在、火災保険の約款では「家財が保険の目的である場合には、被保険者と生計を共にする親族の所有する家財で同一建物に収容されているものは、特別の約定がない限り、保険の目的に含まれる」旨規定されているが、これも理論的には他人のためにする保険契約があわせ付けられたものと見られ、こうすることが通常は保険契約者、保険者の双方にとってその利益に合致するものとの判断に基づく。

責任保険においてもまた、他人のためにする保険契約が活用されている。例えば、自動車の所有者が保険契約者となり、その自動車の運転者を受益者として賠償責

任保険を付けるような場合である。そのほか人保険分野においても、例えば工場経営者が保険契約者となって、その工場に働く工員のために傷害保険を団体契約として締結するようなことはしばしば行われている。

上記のように、「他人のためにする損害保険契約」の利用範囲は非常に広く、またその効用も多岐にわたっている。

C-3

保険事業は、多数の契約者から集めた保険料を管理運用し、不測の保険事故が発生した場合に保険金を支払う事業である。したがって保険事業の運営は、保険事故発生の場合の保険者の支払い能力が確保されるように、また保険契約者間の衡平が維持されるように、健全かつ適正に営まねなければならない。また、保険契約の締結および履行は、適正かつ公正になされなければならない。保険事業は非常に公共性、社会性の強い事業であり、その運営の健全性を保つことは、社会の要請するところである。この観点から、保険事業については、保険契約者・被保険者の利益を保護するため、かつ国民経済全般への影響を考慮して、厳重な行政監督が行なわれている。わが国では、この行政的監督を行なうための基本的な手段の一つとして、主務大臣の認可した基礎書類に基づいて保険事業活動を営ましめる方法が講じられている。

保険事業の免許を受けようとする者は、保険業法ならびに同法施行規則に定められた「基礎書類」を申請書に添付しなければならない（保険業法第1条第2項）。この基礎書類とは、①定款、②事業方法書、③普通保険約款、④保険料および責任準備金算出方法書、⑤財産利用方法書の五つをいう。以下これら各々について説明を述べる。

① 定款

会社の組織と運営に関する基本的な事項を定めたものである。その記載事項は、商法の規定（166条）による目的、商号、発行株式の総数等のほか、保険業法の規定（株式会社は13条、相互会社は34条）による保険の種類および営業の範囲等である。

② 事業方法書

保険会社が保険事業を営むについて従うべき準則を定めた書類である。会社はこの事業方法書に従って事業を営むことを要する。その記載事項は、業法施行規則11

条の定めるところにより、事業経営の範囲、支店・出張所等の権限、保険金額および保険期間の制限、保険契約締結の手続き、保険料の收受および保険金の支払等保険事業全般にわたっている。会社は、各保険種目ごとにこの事業方法書にしたがって事業を営むことを要する。保険契約者はこの事業方法書に拘束されるものではない。

③ 普通保険約款

保険契約の内容となる標準的な条件を各保険種類ごとに定めたものである。保険契約は、多数の保険契約者と保険者との間で締結されたものであるため、原則として、保険者の定めた普通保険約款によって画一的に行なわれ、当事者が特に、これによらない旨を示さない以上この普通保険約款が当事者双方を拘束するものであり、このことによって保険契約は附合契約化される。このように普通保険約款が保険者の一方的意思によって定められる結果として保険契約者・被保険者の利益が損なわれることが無いように、またその他、契約内容の適法性・妥当性を確保する方法として、その内容の決定は重要な認可事項とされている。必要記載事項は業法施行規則12条に定められている。なお、普通保険約款に対する例外を定めた約款、すなわち特別約款または特約条項は、事業方法書記載事項である。保険証券には、原則として保険約款の全文を記載し、またはこれを記載した書面を添付することを要する（業法施行規則16条）。

④ 保険料および責任準備金算出方法書

保険料および責任準備金の算出方法を記載した書類である。保険料が低すぎる水準で算出された場合には保険会社の支払能力の確保に支障を来し、高すぎる場合には保険契約者の犠牲において会社が不当に利得することになる。また保険料がリスクに対して不当に差別的に定められた場合には、保険契約者間の衡平を失することとなる。次に未到来の保険期間中に生ずることあるべき保険事故に対して保険会社の負うべき支払責任を確保するために積立てる責任準備金は、会社の支払能力を直接に左右するものであるから、その算出方法は適正・妥当であることが強く要求される。この理由により、保険料と責任準備金の算出方法は、普通保険約款と同様に重要な認可事項となっている。これの必要記載事項は業法施行規則13条の2の規定により、①予定損害率に関する事項、②予定事業費率に関する事項、③保険料の計

算に関する事項、㊦責任準備金の計算に関する事項、㊧その他保険数理上必要な事項を定めなければならない。これらの事項は、保険契約者等の保護のためにも、保険事業の健全性確保のためにもその適正を期す必要がある。

⑤ 財産利用方法書

保険会社の資産の運用方法を規定した書類である。保険会社の資産は、保険事業の健全な運営のため、その運用は、安全性・有利性・多様性・換価性・確実性・流動性等を十分考慮して堅実に運営されるべきものである。財産利用方法書は、これらの観点から資産の運用方法につき公的規制を行なう手段となっている。業法施行規則18条ないし23条において資産運用方法の制限、資産運用方法の制限、資産運用割合の制限等の規定が設けられており、それらの具体的な細目を定める財産利用方法書の記載事項についても業法施行規則14条に定められている。

以上五つの基礎書類について内容を説明し、保険業法上の基礎書類の概念を明らかにしたが、次に保険監督におけるその機能について述べることとする。

保険監督上、基礎書類に上述の機能を効果的に果さしめるために、保険業法は次のような規定を設けている。まず、基礎書類の変更については、主務大臣の認可が必要とされる（業法10条1項）。また、主務大臣は、保険会社の業務または財産の状況により、または事情の変更により、必要があると認めたときは、基礎書類の変更を命ずることができる（業法10条2項）。この場合保険会社は、あらかじめ基礎書類の変更認可の申請をする必要がある。その変更の効力は将来に向かって生ずるのが原則であるが、主務大臣が保険契約者等の利益を保護するため必要ありと認めたときは、既存契約についてもその効力を及ぼすことができる（業法10条3項）。これは、既存契約者と新規契約者との利益の衡平をはかるために特に定められたものである。

保険会社が基礎書類に定めた重要な事項に違反する行為をしたときは、主務大臣は、取締役もしくは監査役の解任もしくは事業の停止を命じ、または事業の免許を取り消すことができる（業法12条）。事業免許の取消の処分があったときは、その保険会社は解散する（業法108条）。

このような規定により保険事業の実体的な監督をなし、これによって、契約者、被保険者の利益を保護し、保険事業の健全な発展を促進することを目的としている。

1. 意義と効用

保険契約の包括移転とは、保険会社の有する保険契約の全部又は一部を、包括的に他に保険会社に移転することをいう。

保険契約の包括移転が必要であるのは、次の場合である。

- (1) 保険会社が解散せんとする場合、又は解散後に各個の保険契約につき清算する煩を避け、保険契約を存続せしめて保険契約締結の目的を遂行せしめることが被保険者等にとって最も有効である場合。
- (2) 保険会社がその一部の事業を廃止する場合についても(1)と同様である。
- (3) 責任準備金に相当する財産に不足あるときで、会社整理の方法として、包括移転を為す必要がある場合。この場合には、保険金額を削減し、これにより計算の基礎の変更を定むることとなる。

これらの場合に、営業譲渡の方法を採り得るかという点、全法律関係移転の効果を生ずる物権行為であるこの方法にあっては、各個の保険契約につき為すことを要し、包括移転のごとく、包括的に物権的終局的効果を生ぜしめることはできず、保険業法はこれを禁じている。また、会社合併の方法は、営業の一部のみを廃止せんとするときに不適當であるのみならず、合併により権利義務全部の移転を生ずるのであるから、財産状態の不良なる保険会社は不利な制限を受けることを免れない。

2. 移転の可能

保険契約の包括移転は、株式会社と株式会社との間においては勿論、株式会社と相互会社との間においても、相互会社と相互会社との間においても、これを為すことができる。保険会社が、包括移転を為し得るのは、責任準備金算出の基礎を同じくする同一種類の保険契約の全部についての移転でなければならないが、それがその会社の保険契約の全部たると一部たるとを問わない。移転を受ける保険会社は、同種の保険事業の免許を受けているものであることを要するが、現に移転される保険契約と同一基礎の保険契約を有していることは必要でない。

3. 移転の手続

(本問に対して詳細な手続を解答する必要はないが、包括移転の主な手続は、次のとおりである。)

- (1) 移転会社および譲受会社の双方につき、それが株式会社の場合には、株主総会における特別決議を必要とするし、また、相互会社の場合には、社員総会において社員の半数以上出席しその議決権の4分の3以上の決議を必要とする。(保険業法109条)。
 - (2) 保険契約を移転する会社は、この決議の日から2週間内に移転契約の要旨および各会社の貸借対照表を公告しなければならず(業法112条1項)、この公告には、移転の対象となっている保険契約者に異議があれば最低1カ月の期間内にこれを申し出ることができる旨を付記しなければならず(同条2条)、もし、この期間内に異議を申し出た者が移転の対象となっている保険契約の契約者総数の10分の1を超える場合、または異議を申し出た者の保険金額が移転の対象となっている保険金総額の10分の1を超えるときは、保険契約の移転をすることができない(同条3項前段)。また、契約条項の変更(業法114条)、すなわち、保険約款の内容の変更を定める場合には、異議を述べた保険契約者のうちその変更を受ける者が変更を受ける保険契約者総数の10分の1を超えるか、また、その保険金額が変更を受ける保険契約者の保険金総額の10分の1を超えるときも同じく包括移転をすることができないことになる(業法112条3項後段)。
 - (3) 前述の保険業法112条2項の異議申立期間経過後に移転会社譲受会社の双方の会社が連署して認可申請をすることになる。
 - (4) この手続を終了した後は、包括移転をすることができ、この場合、その公告をしなければならず、またその不成立の場合も同じく公告をしなければならない(業法116条)。この移転をなした会社がその保険契約につき有する権利義務および移転契約をもって移転するものと定めた財産は、包括的に移転を受けた会社が承継することになる(業法117項1項)。
 - (5) 包括移転の実行の認可があったときは(業法110条)、保険契約の移転を受けた会社は、3カ月内に移転された保険契約の契約者にその旨の通知をしなければならない(業法施行規則52条)。
4. 移転の効力

保険契約の移転をなした会社が、その保険契約につき有した権利義務および移転契約で移転を約した財産は、移転を受けた会社がこれを包括的に承継する。

個々の権利等について各別の譲渡行為を必要とせず（業法 117 条 1 条），また 移転すべき契約や財産につき移転決議後においてなした収支や生じた変更は移転を受けた会社に帰属する（業法 117 条 2 項）。保険契約の移転の決議をした会社は，移転決議の時から契約移転をなしたまたはなさないことになる時まで，その移転しようとする契約と同種の契約をなすことを得ず（業法 113），また移転契約において保険金額削減や契約条項の変更を定めた場合においては，同様の期間内にその会社は財産処分行為や債務負担行為などについて一定の制限を受ける（業法 115 条）。なお，会社は解散の後といえども，3 カ月内に限り保険契約移転の決議をなすことができる（業法 119 条）。この決議をしたときは，移転をなさないことになった場合を除き，保険金支払事由が解散後 3 カ月経過後に生じたものについても，保険金支払義務は存続する（業法 119 条 2 項）。

5. 移転の勧告および命令

以上は，保険会社の任意による保険契約の包括移転の制度であるが，主務大臣は保険会社の業務または財産の状況により，保険会社をしてその契約の移転をなさしめることを適当と認めるときは，保険会社に対してこれを勧告することができ，またこの場合，必要と認めるときは相手方会社を指定し，その会社にもこの勧告をすることができる（業法 99 条）。

更に主務大臣は，次の場合にその保険契約の移転を命令することができる。

- (1) 保険会社の業務もしくは財産の状況により事業の継続を困難とみとめるとき，または公益上事業の継続を不適当とみとめるとき（業法 110 条）。
- (2) 解散した保険会社の業務もしくは財産の状況により必要とみとめるとき。

この命令を受けた保険会社は，相手方会社の指定があればその会社と，指定がなければ主務大臣の認可を受けて他の保険会社と契約移転に関し所定の事項につき協議をなすべく，この協議をなさずまたはそれが不能または不調のときは，勅令の定めるところにより主務大臣が移転に関し必要な決定をなすことができる。強制移転は，主務大臣の認可または決定によりその効力を生じ，任意移転の場合につき述べたところに準ずる効果を生ずる（業法 121 ～ 126 条）。

法規 Laws & Regulations

1. 告知義務について論述せよ。

Describe the applicant's duty of disclosure.

2. 保険事業を営む株式会社と相互会社の相違点につき説明せよ。

Make a comparison between the two types of insurance companies, stock and mutual, from the legal point of view.